

認定地域クラブとゆるサークルチェックリスト(案)との関係

基本的に子どもの安全に直結する部分については必要だが、それ以外の部活動の取組・文化に関連するものについては、不要とする。(保護者・地域による取組や民間企業の行う取組も含まれるため。)

認定地域クラブの認定要件	ゆるサークルチェックリスト(案)	スポーツ庁 運動・スポーツ活動の運営者向けガイドライン
① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること	「身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにする」ことは必要	—
② 適切な活動時間や休養日が設定されていること	—	—
③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること	—	—
④ 適切な指導の実施体制が確保されていること	必須	2. 運動・スポーツ活動の運営者による安全対策(1)～(5) 6. 暴力・ハラスメント行為の防止
⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること	必須	1. 運営における安全管理体制・緊急連絡体制の整備 2. 運動・スポーツ活動の運営者による安全対策(6)(7) 3. 運動・スポーツ活動における熱中症防止 4. 屋外の運動・スポーツ活動

		における他の自然環境要因 による事故防止 5.事故が発生した場合の対応
⑥ 適切な運営体制が確保されていること	—	—
⑦ 学校等との連携が適切に行われていること	—	—

【参考資料】

【スポーツ庁 運動・スポーツ活動の運営者向けガイドラインの目次】

ー もくじ

1.運営における安全管理体制・緊急連絡体制の整備 (1)必要な安全管理体制、緊急連絡体制	4.屋外の運動・スポーツ活動における他の自然環境要因による事故防止 (1)落雷・暴風・降雨等による事故防止対策 (天候悪化時の中止判断等) (2)屋外の活動における寒さ対策
2.運動・スポーツ活動の運営者による安全対策 (1)適切な資格・経験・能力を有する指導者の配置 (2)指導者に対する必要な安全・指導方法に関する教育研修の実施 (3)保険の活用 (4)参加者に対する安全な運動・スポーツのための情報提供・周知 (5)配慮が必要な者に対する適切な対応 (6)安全確保に必要な保護具・安全装備の使用推進 (7)活動に使用する設備・道具等、活動場所・環境の安全確認、管理・点検	5.事故が発生した場合の対応 (1)安全管理・緊急連絡体制の構築と事故の把握 (2)事故発生時の応急手当 (3)原因の調査と再発防止対策の検討・実施
3.運動・スポーツ活動における熱中症防止 (1)熱中症予防に配慮した屋外活動における活動時間等の設定 (2)屋内活動における冷房設備等の熱中症予防のための環境確保 (3)暑さ指数(WBGT)の確認と活動可否判断・活動方法の調整 (4)活動における熱中症予防対策	6.暴力・ハラスメント行為の防止 (1)運動・スポーツ指導における暴力・ハラスメント防止に関する理解の重要性 (2)暴力・ハラスメントに該当する行為 (3)運動・スポーツ活動における暴力・ハラスメントの状況 (4)暴力・ハラスメントの発生要因と対策 (5)暴力・ハラスメント事案を把握した場合の対応 (6)こども性暴力防止法に基づく必要な対応の実施



【認定地域クラブの要件の詳細】

※下線部分はチェックリスト(案)に反映しない部分

- ① 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
 - 市区町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない
 - 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること
- ② ○ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1
 - 年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)や毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表していること
- ③ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限

り低廉な参加費等が設定されていること

- ④ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材(以下「指導人材」という。)が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※1
 - 市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導人材が活動に携わること※2
 - 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※3
- ⑤ ○ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
 - 市区町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
 - 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
 - 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること
- ⑥ ○ 地域クラブ活動の実施主体等※1において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員(代表、副代表、会計、監事※3)の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
 - 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
 - 営利を主たる目的とせずに運営すること※4
 - 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること
- ⑦ ○ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と共有すること
 - 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※2
 - 市区町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等(小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施

状況等の情報提供等)を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

○ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市区町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと